

広島県光化学オキシダント夏期特別対策について

（令和2年5月28日
環境保全課）

1 概要

光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期の間、主要な原因物質と考えられている窒素酸化物及び炭化水素等について発生源からの排出を減少させ、健康被害等の発生及び環境汚染の進行を未然に防止するため、広島県光化学オキシダント夏期特別対策を実施する。

2 実施期間

令和2年6月1日（月）から8月31日（月）まで

3 実施内容

工場・事業場等の固定発生源及び自動車の移動発生源を対象とし、事業者及び県民に対し次の取組について協力を要請する。

区分	対 象		取 組
固定発生源	工場・事業場	排出ガス量40,000Nm ³ /h以上の施設を有するばい煙排出者	・窒素酸化物排出量の10%以上削減
		揮発性有機化合物（VOC）排出施設を有する事業者	・VOCの排出量または飛散量の減少
		その他のばい煙排出者	・ばい煙の排出自粛
移動発生源	自家用・業務用車両		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の急発進，急加速，から吹かしの自粛 ・不要不急の自動車の運行自粛 ・アイドリングストップの実施

※ 1Nm³（ノルマル立方メートル）：温度が0℃，圧力が1気圧の状態での体積1m³

4 協力要請の方法

次の（1）～（3）の者に対し文書で取組の協力を要請するとともに、県ホームページ等により広報する。

- （1）排出ガス量40,000Nm³/h以上の施設を有するばい煙排出者（48）及び揮発性有機化合物（VOC）排出施設を有する事業者（24）（実数64）
- （2）商工会議所及び商工会（47）
- （3）官公庁等（県内の国の機関（30），市町（23），その他公益財団法人等（17））

（参考）過去5年間の光化学オキシダントの注意報等発令状況（期間は4月から10月まで）

区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
注意報※1	回数※3	8	9	1	5	10
	日数	3	6	1	3	4
情 報※2	回数※3	51	112	50	42	96
	日数	16	26	16	14	13

※1 光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となった場合に発令

※2 光化学オキシダント濃度が0.10ppm以上となり、注意報発令の可能性が生じた場合に発令

※3 県内全19地区のうち発令した地区の延べ数